



平成 29 年 4 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機
代表者名 代表取締役会長兼社長 石川 隆一
(コード番号 7719 東証第2部)
問合せ先 執行役員 管理部長 石見 紀生
(TEL. 03-5207-6760)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 5 月 25 日開催予定の当社第 111 回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成 29 年 3 月 1 日付で、当社が行っていたエンジニアリング事業を新設会社である(株)東京衡機エンジニアリングに承継させる会社分割（簡易新設分割）を実施し、実質的な持株会社体制に移行していることから、当該体制の移行に合わせて現行定款第 2 条の目的に関する記載を変更するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮して、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等の記載事項の一部をインターネットにより開示することにより、みなし提供できるよう当社定款に第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員（範囲）が変更され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になったことから、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役につきましても責任限定契約を締結することにより期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第 23 条（社外取締役との責任限定契約）および第 36 条（社外監査役との責任限定契約）の一部をそれぞれ変更するものであります。
なお、現行定款第 23 条の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、上記規定の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 5 月 25 日（木）
定款変更の効力発生日 平成 29 年 5 月 25 日（木）

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第22条 (条文省略) (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第24条～第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第35条 (条文省略) (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第37条～第41条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第46条～第48条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社(外国会社を含む。)の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること及びこれに附帯又は関連する事業を営むことを目的とする。 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第23条 (現行どおり) (取締役との責任限定契約)</p> <p>第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第25条～第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条～第36条 (現行どおり) (監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第38条～第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第46条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第47条～第49条 (条文省略)</p>